

津市監査委員告示第6号

令和6年8月19日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和6年10月1日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和6年10月8日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	渡	邊	晃	一

## 第1 請求の受理

### 1 受理年月日

本件監査請求書は、令和6年8月19日に受理した。

### 2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 前田茂穂

### 3 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面及び令和6年9月9日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

#### (1) 主張の要旨（ほぼ原文のまま記載）

請求人（甲）

該当職員（乙）河芸総合支所地域振興課長

該当職員（丙）河芸総合支所地域振興課主査

該当自治会（丁）津市認可地縁団体 ○○自治会

該当（丁）の会長（戊）

#### ア 交付金の過大請求について

(ア) (戊) は、長年にわたり広報等配布対象件数と加入世帯数を同じにし、加入世帯数にアパート・店舗・会社等を意図的に含め町自治会交付金の過大請求を、また、加入世帯数＝実加入世帯数から自身の自治会長報償金の過大請求を行ってきた。特に、悪質なものは、加入世帯数に店舗・会社等を意図的に含めたことである。津市長、(乙)、(丙) は、これを「加入世帯数等の間違い」で矮小化し責任逃れをしようとしている。

(イ) (乙)、(丙) は、書類さえ揃っていれば良いとする意識、添付書類の内容審査まで行わずに地方自治法（以下「法」という。）第2条の3（1）に違反した事務処理を行った。

(ウ) (乙)、(丙) は、電話番号交換から津市長と(戊) と関係を考え(戊) に対し忖度が生じた可能性がある。

(エ) 津市長、(乙)、(丙) は、「アパートを世帯数に含めるかどうかは自治会の判断」のように交付要件を拡大適用し、できるだけ交付金を増額交付しようとした。助成金と同じ構図である。

#### イ (戊) による総会の恣意的な運用について

(乙)、(丙) は、法に違反した(丁) の規約改正を不十分な確

認で認可手続をした。

(甲) が再三にわたり「何事も町内会長会議で決定されるので一般会員は何もできない。何とかしてほしい」と訴えてきた。

「規約改正時の適切な運用」について通知文が出ても令和5年度「総会」も旧態依然である。むしろ規約において、以前と比べ改悪となり、自治会役員への立候補制限、会員の表決権が奪われた。

## (2) 措置の請求

### ア 交付金の過大請求について

(ア) (丁) に構成員名簿(地番、会員名)の提出をさせ、加入世帯数の確定をする。

(イ) 津市長は、「間違い」ではなく架空請求の疑いで調査し過去分を含めて過大請求額の返還を求める。

(ロ) 自治会長の報償費の過大請求の温床となっているアパートの加入世帯数への算入の是非を自治会任せにせず津市の基準を設けとり行う。

(ハ) 自治会希望の配布の予備数をなくし、津市配送予備数の1本で行う。

(ニ) 自治会の交付金の審査方法が適正であったかを確認する。

(ホ) 津市長は、むやみに電話番号交換しない。

### イ (戊) による総会の恣意的な運用について

(ア) (丁) の構成員名簿から規約改正時の会員総数を確定し議事録が適法であるのかを確認し、(丁) の規約改正の成立・不成立を確認する。不成立なら、許可の取り消しを行う。

(イ) (乙)、(丙) は、「法に違反しているかどうかのかわからない。」という。事務処理が、法に違反しているかどうかを確認する体制を構築する。

## (3) 主張の理由(ほぼ原文のまま記載)

### ア 交付金の過大請求について

(ア) 令和5年4月9日(丁)第1回町内会長会議

(甲) は、(丁) の会長選で<STOP!水増し請求>を配布する(添付1)。

会議中の協議内容

(甲) 「〇〇町内会がなぜ広報を100部配布するのか。〇〇町

内会（33世帯）、アパート（〇〇〇〇〇〇〇〇48世帯）、合計81世帯で81部のはずである。この差19部はなにか（添付2(1)(2)）。」

（戊）「〇〇町内会が要望した数値である。」

（甲）「誰も要望はしていないはずである（後日確認済）。過大請求はやめたらよいではないか。」

（戊）「町自治会交付金交付申請は、822件で提出する。自治会も儲かっているからええやないか。」

（甲）「（丁）の町自治会交付金102万が109万に、（戊）の自治会長報償金は12万が19万になる。過大請求額が同程度の7万円でも水増し率がそれぞれ7%、50%と圧倒的な差がある。」

（イ）令和5年5月18日、（乙）、（丙）が、（丁）から令和5年度町自治会交付金交付申請書「広報等配布対象件数（822件）、自治会活動事業の加入世帯数（822世帯）」で受け取り交付申請書通り事実確認せずに実加入世帯数（822世帯）として自治会長報償金の事務処理をした（添付3）。

（ウ）令和5年5月28日（丁）第2回町内会長会議

（丁）の会計から「令和5年度、加入世帯数（区費3,500円476世帯）、アパート（区費半額1,750円258世帯）、店舗等（区費3,500円～1万円26店舗など）」と報告された（添付4 会費分類表）。

広報等配布対象件数の合計は、760件で、加入世帯数は、734世帯である（添付5の3）。

（丁）の規約上、アパートの世帯は、管理会社等が一括集金を行い区費の半額を会費として納入している。これは（丁）の規約第5条の個人に当たらない（添付6）。

また、「準会員（アパートの世帯）、店舗は議決権を有しません。」により会員ではなく加入世帯に当たらない（添付4 \*の7番目）。

「認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする法260条の18（1）」に違反する。

参考までに現在と大差ない平成28年度会費及び協力金明細を添

付した（添付7）。

- (エ) (甲) は、令和5年6月28日開示請求「令和5年度 町自治会  
交付金申請書 津市河芸町〇〇自治会」を行ったところ、申請件数  
は、822件であった。\*令和4年度と同じ

なお、広報等配布対象件数と加入世帯数の年度別推移は、下記の  
とおりである。また、区費納入世帯数は、その年度の決算書による  
区費納入世帯数（実加入世帯数）である（添付8）。

年度	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
加入世帯数	803	803	813	815	818
広報配布世帯数	803	803	813	815	818
区費納入世帯数	記載なし	481	467	479	462

年度	令和4年	令和5年	R5訂正	R5実数
加入世帯数	822	822	755	734
広報配布世帯数	822	822	780	760
区費納入世帯数	475	476	476	476

開示日に（甲）は、（乙）、（丙）に対し、

- a 本来、（丁）は法第260条の2（2）の三に定めるとお  
り、個人加入であり、個人加入でないアパートの管理会社関  
係、店舗、会社等の合計284件を加入世帯数から除外し、  
476件にすべきである。

納入するアパートと世帯会員の会費に倍額の差（1,75  
0円と3,500円）がありながら、同列に扱うなら法第2  
60条の2（8）における不当な差別的取扱いに当たる。

一方、「大和リビング株式会社三重営業所（管理会社）と  
〇〇自治会との契約書」において、「但し、上記物件入居者  
本人の申し出による参加はこの限りではないものとする。」  
との一文があると、上記アパートと区費納入世帯との会員間  
の差がなくなる（添付9）。

- b (戊) : 「アパートの人は防災訓練に参加していないこと  
とアパートの入居者の把握が困難で有事の際には、関わらな  
くてよい。（添付5の4）」

(甲) の考えは、「アパートが加入世帯なら、防災訓練に  
参加を求め、緊急避難等の運営が円滑になるようにすべきで

ある。」(乙)、(丙)も同意見である。

- c 認可地縁団体の場合、加入世帯数は、法第260条の4(2)により、構成員名簿の備え置き・更新が義務付けされているのでこれを確認すればよいだけである。

また、津市自治会法人化の手引きによると、法人や団体は構成員になれないが賛助会員にはなれる。しかし、(丁)の規約が9回改正されていても、この記載がない。よって、本来、賛助会員を作れないはずである(添付6第5条)。

- d 河芸総合支所との協議内容

(甲) 「広報等配布対象件数、加入世帯数は、どのように確認したのですか。」

(乙) 及び(丙) 「確認していません。」

(甲) 「(丁)は、認可地縁団体なので構成員名簿で確認できるでしょ。」

(乙) 及び(丙) 「(丁)の自治会長の申請書ですので確認していません。地縁団体で名簿のないところもある。認可地縁団体と地縁団体で提出に差をつけられない。加入世帯数の中にアパートを算入するかどうかは自治会の判断で決めてもらっている。自治会判断なので間違いとは言えない。」

(甲) 「(丁)は、地方自治法による法人である。この解釈だと、名簿提出を求められないので、面倒な名簿更新をせずに済ますことができる。以前指摘したように総会の開催についても同じことが起きているのではないか。」

(※総会については、「B(戊)による総会の恣意的な運用について」を参照)

(甲) 「(乙)及び(丙)は、地方自治法の主旨を理解しようとしなさい。規約にない町内会長会議で(丁)の規約改正を行い、津市長は、地方自治法に違反した条文があるにも関わらず認可している。法令に違反してその事務を処理してはならないと定める法第2条の3(1)に違反していませんか。」

(乙) 及び (丙) 「違反しているかどうかは判断できない。」

e 令和5年7月30日第299回地域懇談会（河芸地区）

(甲) 「自治会交付金申請にかかる加入世帯数について、加入世帯数に住居実態のない店舗、会社が入っています。そのあたりを調査してほしい。」

f 令和6年3月26日（甲）は開示請求「令和5年度町自治会交付金申請書（〇〇自治会分）（再提出分）を行った（添付10）。

甲が、令和5年7月30日第299回地域懇談会（河芸地区）で過大請求問題を提起したところ（戊）から令和5年9月12日町自治会交付金・町自治会報償金の返還手続きがなされ広報等配布対象件数780件、加入世帯数755世帯であった。

① 令和5年7月23日開催の町内会長会議とあるが、地域懇談会（河芸地区）開催日以降の8月27日である（添付11の5その他追伸）。意図的に、地域懇談会で指摘される前に間違いに気付いたとして過大請求問題の矮小化を図っている。

② 広報等配布対象件数780件が760件、加入世帯数755世帯が734世帯の誤りである。（戊）は、令和5年8月27日開催の町内会長会議で各町内会に希望予備数を含めた数値を求め、これを積算したもので、自治会希望の配布の予備数を含めた数が、780件である。

（丁）の交付金請求は、希望予備数を含めた数ではなく、実数であるべきである。なぜなら津市からは、広報等配布対象件数780件に加えて津市配送予備数を含めたものが届き、津市配送予備数分が毎回残っている。

③ 開示日の河芸総合支所との協議内容

(甲) 「令和4年度と令和5年度が同じ広報等配布対象件数、加入世帯数で過大請求が疑われるが、過去に遡って行わないのか。」

(乙) 及び (丙) 「令和5年度分は、精査した数値と

いうのでこれ以上確認していません。津市の組織ではないのでこちらから令和4年度分を求めません。」

(甲) 「税金の過大請求ですよ。近畿日本ツーリスト株式会社の架空請求（コロナワクチン注射時の要員の水増し）と同じでしょ。分かっているだけでも7年間店舗・企業等を含めて意図的にこれを実加入世帯数に入れ過大請求してきたことに対応すべきである。」

(乙) 及び (丙) 「この事案が近畿日本ツーリスト株式会社のような架空請求に当たるのかどうか分かりませんので、遡りません。」

g 令和6年7月21日開催第335回地域懇談会（河芸地区）で頂いた課題に対する整理結果（添付12）において、整理結果は「加入世帯数等の間違いによる訂正及び交付金等の一部返還」とある。(甲)は以前から(戊)に「やめよ」と言っているにも関わらず、令和5年4月9日(丁)第1回町内会長会議での(戊)の発言のように分かっているのであって決して「間違い」ではない。意図的にやっているのがばれたから一部返還しただけのことである。

イ (戊)による総会の恣意的な運用について

(ア) 平成26年11月30日 第11回町内会長会議（総会）において（会計年度1月～12月）

これまで、(丁)の規約通り、11月の総会で新役員の選出を行ったが、(戊)は、3年前の11月の総会で落選し、平成26年6月臨時総会（会員に告知・会員の表決権なし）で返り咲いた。現町内会長による「総会」に懲りて「第1回町内会長会議で新町内会長と最終的に新役員の選出を行いたい。」と自分に有利になるように、規約を変更せずに町内会長会議で決定し実行している。これは、その当時の(丁)の自治会規約違反である。これ以降、第1回町内会長会議で会長・会計を決定している（添付13）。(戊)は、自身の会長選で新町内会長の名簿を管理し、名簿をもとに電話で自分への投票依頼をしてい

る。新たに立候補する者にとって名簿がないので電話での投票依頼ができず圧倒的に不公平・不利である。

- (イ) (戊)は、これまで、規約、法令に違反して一度も会員による総会を開かず、(丁)議決機関として「町内会長会議」とする(添付4 本文\*印上から2番目)。2月町内会長会議「総会」であるが、一般会員は開催告知・参加はもとより書面表決すらできない運営方法であった。町内会長でない会員の意見は、「町内会長でない者からの意見」との理由で聞く耳を持たなかった。
- (ロ) 総会議事録について公開質問状を出したところ、回答は添付14のとおり、「Q7津市長は、(丁)から総会議事録として「町内会長会議議事録」が提出されたため受け付けました。」であった。
- (ハ) (丁)の規約改正の「総会」議事録は、全て「町内会長会議議事録」で認可されてきた。令和4年7月24日第244回地域懇談会(河芸地区)を受けて、津市より「規約改正時の適切な運用」について通知文が出された。(戊)は、慣例の「町内会長会議」を成文化し、合法化を目指した(添付15その他1)。行政より書類「町内会長が町内の代表者である。」ことを要望され、(戊)は、会員の表決権を無視し委任状提出方法となった(添付15その他2)。また、委任状の票数を町内会長に与えるのではなく、町内会長は、各々1箇の表決権を持つ。何のための委任状か分からない(添付6(丁)の規約第26条)

法第260条の18(2)には、「認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は、代理人によって表決することができる。」とあり、総会は次年2月で、総会の委任状の提出は6月である。町内会長として町内会長会議への委任はできるが、日時・議題の未確定な「総会」への委任まではできない(添付16の(1))。これは、「総会」に対する書面表決機会の不履行・白紙委任であり、法令に違反する(添付16の(2))。令和4年度総会は、通知文に反し、公示されない、反対者・棄権者(添付16の(3))の記載がない総会が行われた。(丁)の規約内に町内会長、町内会長会議の職務と権限

の記載された規約改正案が津市長に提出され、一部訂正後認可された。議事録には、総会員数1,328名、出席会員数18名、表決委任者1,229名である。加入世帯数が822世帯で1,328名なら(丁)は、1世帯あたり会員1.5名の限界集落になる(添付17)。

(参考)河芸総合支所への口頭質問

(甲) ((乙)及び(丙)に対し)「(丁)は限界集落の自治会ですか。」

(乙)及び(丙)「分からない。」

(カ) 「令和5年度総会」も、これまでと同様に開催日時等の公示、書面表決、棄権者の数も未記入のまま、会員数14名(町内会長14名)、出席者14名(本人出席者13名、委任状1名で行われた(添付18の4))。これは、いい加減な議事録で(丁)の役員5名の内、誰も出席していない総会である。

(キ) 令和5年度(丁)の役員立候補届出について(添付19)

(甲)は、令和5年度(丁)の会長に立候補したところ、選挙管理委員長は、(甲)に対し、改正された規約「同一町内会から会長・会計は立候補できない(添付15議事3立候補届出の条件3)」が示され、本人の了解なく立候補が取り消されていた(添付20の①)。立候補届出に上記が書かれていないことに抗議したところ立候補が認められた(添付21の議題1)。

なお、(甲)が〇〇町内会総会で(丁)の会長に立候補し了承された。一方、会計立候補者は、〇〇町内会総会を欠席し令和4年度に引き続き会計をする旨の意思表示をしていなかった。

また、この規約には、「第1回町内会長会議にて過半数により選出する(添付6第10条)」となっていた。(乙)及び(丙)は、一部修正を(戊)に求め、法に違反した規約は成立した(修正成立年月日不明)。

(ク) 町内会長の選任について(添付22三2)(委任状を提出しない理由)

法第260条18の2より、(丁)は、総会前に「総会(案)」を〇〇町内会組長会に示し、〇〇町内会組長会で検討後、その検討結果を踏まえて「総会」での表決権を前田町内会長に一

任することとします。（丁）は、町内会長に委任する委任状を未提出の場合は、（甲）に対し町内会長会議に出席できなくなる通告をした（添付23）。

(4) 財務会計上の行為から1年経過後に請求する正当な理由

ア 交付金の過大請求について

（丁）の過大請求が「近畿日本ツーリスト株式会社の架空請求」と同じく刑法に触れる可能性があるので添付資料をできる限り収集し、令和6年7月21日第335回地域懇談会（河芸地区）「河芸地区地域懇談会で頂いた課題に対する整理結果（津市長の考え方）」を見て最終判断をするためであった。

(ア) 整理結果には「間違いによる訂正」、添付10には（丁）の「精査したところ誤り」との記載があるが、税金である以上、（戊）は初めから精査して提出するのが本筋である。

(イ) 「間違いによる訂正」「精算したところ誤り」で矮小化しようとしている。令和4年度当初からこの問題について、（甲）は、（丁）、（戊）に対し「水増し請求をやめよ」、（乙）及び（丙）に対し「水増し請求をやめさせよ」と言っている。令和5年4月9日（丁）第1回町内会長会議における（戊）の「もうかっとなる」発言から、長年にわたって、明らかに世帯ではない店舗・会社等を含めた数を加入世帯数として請求している。（戊）は、自治会の儲けにかこつけて自身の自治会長報償金増額を企てていたと思われる。

イ （戊）による総会の恣意的な運用について

令和4年度（乙）、（丙）から「規約の問題は、自治会内部の問題なので（甲）が（丁）に入り解決してほしい。」と言われた。

（甲）は、令和5年度から〇〇町内会会長として法に違反した不条理な規約ではあるが、規約通り運営をするように求め続けたが、令和5年度総会（令和6年2月）を見る限り長年慣例化された「町内会長会議」の弊害をなくせないでいる。「総会」から「町内会長会議」への変更を認めればどのような弊害が生じるかを確認する期間が必要であった。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めるときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

### 2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続については、次のとおり行った。

監査対象部局を河芸総合支所地域振興課及び市民部地域連携課とし、書面による事実確認を行うとともに、関係職員の陳述を聴取した。

## 第3 監査の結果

### 1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、監査対象部局から提供を受けた関係書類、令和6年9月9日に請求人及び関係職員から聴取した陳述の内容により確認した事実の概要は次のとおりである。

#### (1) 津市町自治会交付金について

##### ア 支出の根拠

津市町自治会交付金（以下「交付金」という。）は、津市自治会等交付金交付規則（平成31年津市規則第13号。以下「規則」という。）に基づき、自治会等が行う活動を推進し、住民福祉の向上を図るために交付されるものであり、交付すべき交付金の名称、目的、交付の対象及び額その他交付金の交付に関しては、津市町自治会交付金交付要綱（平成31年津市訓第25号。以下「要綱」という。）及び町自治会並びに町自治会長及び地区自治会連合会長への公費支出基準（以下「基準」という。）において定められている。

交付の対象となる事業は、町自治会活動事業及び広報配布等協力事業であり、交付金の額は、次のとおり算出される。

#### (ア) 町自治会活動事業

##### a 世帯割額

町自治会の加入世帯数（交付金の交付を受けようとする年度の4月1日（以下「基準日」という。）現在における加入世帯数（自治会に加入している会員のうち事業所（店舗併用住宅は除く。）

を除いた数をいう。)とする。以下同じ。)に230円を乗じて  
得た額

b 均等割額 15,000円

(イ) 広報配布等協力事業

町自治会で配布する広報誌等の配布世帯数(基準日現在における  
配布世帯数)に1,080円を乗じて得た額

イ ○○自治会に交付された交付金

(ア) 平成29年度

a 町自治会活動事業 199,690円(加入世帯数803)

b 広報配布等協力事業 867,240円(加入世帯数803)

c 交付額 1,066,930円

(イ) 平成30年度

a 町自治会活動事業 199,690円(加入世帯数803)

b 広報配布等協力事業 867,240円(加入世帯数803)

c 交付額 1,066,930円

(ウ) 平成31年度(令和元年度)

a 町自治会活動事業 201,990円(加入世帯数813)

b 広報配布等協力事業 878,040円(加入世帯数813)

c 交付額 1,080,030円

(エ) 令和2年度

a 町自治会活動事業 202,450円(加入世帯数815)

b 広報配布等協力事業 880,200円(加入世帯数815)

c 交付額 1,082,650円

(オ) 令和3年度

a 町自治会活動事業 203,140円(加入世帯数818)

b 広報配布等協力事業 883,440円(加入世帯数818)

c 交付額 1,086,580円

(カ) 令和4年度

a 町自治会活動事業 204,060円(加入世帯数822)

b 広報配布等協力事業 887,760円(加入世帯数822)

c 交付額 1,091,820円

(キ) 令和5年度(返還前の交付申請時)

a 町自治会活動事業 204,060円(加入世帯数822)

b 広報配布等協力事業 887,760円（加入世帯数822）

c 交付額 1,091,820円

(2) 津市町自治会長報償金について

ア 支出の根拠

津市町自治会長報償金（以下「報償金」という。）は、基準において定められており、下表のとおり算出される。

報償金の種類	世帯数割	均等割
町自治会長報償費	① 200円×加入	② 一自治会長につき
①+②、または③の	世帯数（※）	30,000円
いずれか多い金額	③ 45,000円（最低額）	

※自治会に加入している会員のうち事業所（店舗併用住宅は除く。）を除いた数

イ ○○自治会長に交付された報償金

(ア) 平成29年度

190,600円（源泉所得税を含む。以下同じ。）（加入世帯数803）

(イ) 平成30年度

190,600円（加入世帯数803）

(ロ) 平成31年度（令和元年度）

192,600円（加入世帯数813）

(ハ) 令和2年度

193,000円（加入世帯数815）

(ニ) 令和3年度

193,600円（加入世帯数818）

(ホ) 令和4年度

194,000円（加入世帯数822）

(ヘ) 令和5年度（返還前の振込口座届出時）

194,400円（加入世帯数822）

2 本件監査請求の適法性に係る判断

ア 適法な監査請求であると判断したもの

津市町自治会交付金の過大請求について

請求人は、措置の請求のうち、(イ)及び(ロ)において、平成29年度か

ら令和5年度まで、津市が〇〇自治会に支払った交付金及び〇〇自治会長に支払った報償金における過大請求分の返還請求を主張している。

これは、津市長が、規則第13条に規定される交付金の返還請求権の行使及び報償金の返還請求を怠っているとの請求であると解されることから、本件監査請求は、法第242条第1項に規定される住民監査請求の対象とする財務会計行為としての「財産の管理を怠る事実」に該当する。また、本件監査請求は、最高裁判所判例でいういわゆる「真正怠る事実」に該当し、監査請求期間の制限が及ばない請求と解することから、適法な監査請求であると判断した。

イ 不適法な監査請求であると判断したもの

(ア) 津市町自治会交付金の過大請求について

措置の請求のうち、(ア)、(イ)、(ロ)及び(ハ)については、住民監査請求の対象とする財務会計行為のいずれにも該当しないことから、不適法な監査請求であると判断した。

(イ) 〇〇自治会長による総会の恣意的な運用について

請求人は、津市長が、認可地縁団体である〇〇自治会の規約改正時の手続が適法であったか確認し、不適法であった場合は認可を取り消すよう主張している。しかしながら、認可地縁団体の認可の取消しは、法第242条第1項に規定される住民監査請求の対象とする財務会計行為のいずれにも該当しないことから、不適法な監査請求であると判断した。

3 適法な監査請求に係る判断（交付金の過大請求について）

ア 合議に至った判断

本件監査請求の争点は、交付金、報償金の金額算定の基礎となる自治会への加入世帯数の範囲及び過大請求の事実の有無であると理解し、監査を実施した。

請求人は、法第260条の2第2項第3号の規定により、認可地縁団体である〇〇自治会の構成員となることができるものは個人であり、個人加入ではないアパートの管理会社関係、店舗、会社等は加入世帯数から除外すべきであると主張する。河芸総合支所地域振興課からの陳述では、アパートの入居者は、町自治会交付金に係る受付事務の進め方（市民部地域連携課作成）に基づき、加入世帯数に含めて申請できるとのことであったが、店舗、会社等の取扱いについては言及がなかった。

規則、要綱においても、加入世帯数の範囲は示されておらず、申請時には住民基本台帳上の世帯数を上回っていないか確認した上で交付金の交付確定を行っており、市として可能な範囲での審査はなされていることから、個人加入ではないアパートの住民を加入世帯数に含んでいるからと言って、過大請求があったとまでは言えない。

しかしながら、陳述時に市民部地域連携課に店舗、会社等の取扱いについて確認したところ、基準第2第4項において「この運用において、要綱第5条第1項第1号の「加入世帯数」とは、自治会に加入している会員のうち事業所（店舗併用住宅は除く。）を除いた数をいう。」と定義されており、店舗（店舗併用住宅は除く。）、会社等については、加入世帯数の範囲外になるとのことであった。

そうすると、請求人から提出された証拠書類添付5「令和5年5月28日（丁）第2回河芸町〇〇自治会町内会長会議録」によれば、自治会費を納入している店舗は26店舗あり、添付7「平成28年度会費及び協力金明細」によれば、協力金を納入しているのは19店舗、2会社あること、添付8年度別（平成29年度～令和4年度）広報等配布対象件数・加入世帯数・自治会長報償金・決算書における区費納入世帯数とそれを上回る交付金申請時の加入世帯数との差異を考慮すれば、これらの店舗、会社が交付金、報償金の加入世帯数に含まれている蓋然性は高く、少なくとも当該世帯数分については、過大請求になっているものと推認される。

よって、請求人の主張には理由があると判断し、第4のとおり勧告する。

#### イ 合議に至らなかった判断

請求人は、町自治会交付金のうち、広報配布等協力事業の配布世帯数についても、実際の配布世帯数に予備分を加えた世帯数で申請しており、過大請求であると主張している。

住民監査請求に基づく監査及び勧告に係る決定は、法第242条第8項において監査委員の合議によるものと規定されている。本件監査請求における広報配布等協力事業の配布世帯数の申請が過大請求に当たるか否かについて審議を尽くしたが、合議には至らなかったため、監査の結果を導くことはできなかった。

なお、監査委員の主な意見は次のとおりである。

(ア) 請求に理由があるとする意見

広報配布等協力事業における配布世帯数は、要綱上、町自治会で配布する広報誌等の配布世帯数（基準日現在における配布世帯数）と定義されており、交付金の交付を受けようとする4月1日現在の配布世帯数は実数となるはずであることから、予備分は含まれず、過大請求に当たる。

(イ) 請求に理由がないとする意見

広報配布等協力事業における配布世帯数は、要綱上、町自治会で配布する広報誌等の配布世帯数（基準日現在における配布世帯数）としか定義されておらず、予備分の取扱いについて明確に判断できる基準がない。例えば、世帯数が増加している地域において、4月1日時点の正確な世帯数を把握することは難しく、社会通念上許容される範囲での予備分を含めて配布世帯数とみなせるのかなど、要綱上の解釈の裁量権については、津市長が有するものであり、予備分の取扱いについては、市が説明責任を果たすべきである。

#### 第4 勧告

##### 1 措置すべき事項

津市長は、過年度に遡り、規則第10条の規定に基づく調査を実施し、過大請求となっている事実が認められた場合は、規則第13条の規定に基づく交付金の返還、報償金の返還を求めるなど、所要の措置を講じられたい。

##### 2 措置期限

令和6年11月29日

法第242条第9項の規定に基づき、期限内に措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知すること。

#### 第5 付言

報償金の返還を求める場合は、源泉所得税に係る税務手続が必要となるので留意されたい。

以上